菊連協　理事　各位

日時：令和７年８月１１日（月・祝）１０時～
場所：菊水地区会館

菊連協　令和７年８月定例理事会　議案

Ⅰ．行政からの連絡事項 ≪伊勢所長から≫

Ⅱ．議　題

１．総務部より

（１）蠣崎会長からの報告

・白石区町内連合会連絡協議会（８月定例会）内容について

（２）令和７年度菊連協役員活動費の支給について

・役員活動費について ７ 月定例理事会でお知らせしましたとおり、本日の理事会終了後にお渡しします。

２．防災部より

３．女性部より

４．その他

市民集会施設建築費補助金の概要

● 補助の対象となる団体

町内会、自治会等

● 補助の要件

○ 市民集会施設の新築等が、地域福祉の向上に寄与すること。

○ 市民集会施設の新築等について、町内会の総意を得ていること。

○ 新築、購入の場合は、おおむね５００m以内に集会施設がないこと。

○ 申請年度内に建築できること。

○ 改築（バリアフリー化含む）の場合は、建築費用が５０万円以上であること。

○ 貸室に冷房機器が１台も設置されていない場合の冷房機器（１室分）の設置であること。

など

● 補助の対象とならない費用

○ 土地の購入、整地等に関する費用

○ 地質調査、設計に関する費用

○ 外構工事に関する費用

○ 備品購入に関する費用（下記①～⑤を除く）

① 省エネを目的とした暖房機の更新
② ＬＥＤ
③ 除雪機
④ 簡易資材倉庫
⑤ ＡＥＤ

○ 寄附等を受け住民負担を要しないもの　など

● 補助金の額

建築費用（補助対象費用）の１／２以内、上限額１，８００万円となります。

※バリアフリー化のみの場合には限度額は１５０万円となります。新築・増築・改築・購入にバリアフリー化が含まれる場合には、上記に１５０万円を加えた額を上限とします。

※上記冷房機器設置の場合、限度額は４０万円となります。新築・増築・改築に冷房機器の設置が含まれる場合には、上記に４０万円を加えた額を上限とします。

● その他

本事業は、予算の範囲内において執行するため、申請を行っていただきましても補助を受けることができない場合がありますので、申請前に必ず各区地域振興課にご確認ください。

札幌市　市民集会施設　補助制度

SAPP RO

さっぽろ市
02-D01-25-812
R7-2-600

市民集会施設建築費補助金の概要

- 補助の対象となる団体

  町内会、自治会等

- 補助の要件
  - ○ 市民集会施設の新築等が、地域福祉の向上に寄与すること。
  - ○ 市民集会施設の新築等について、町内会の総意を得ていること。
  - ○ 新築、購入の場合は、おおむね５００m以内に集会施設がないこと。
  - ○ 申請年度内に建築できること。
  - ○ 改築（バリアフリー化含む）の場合は、建築費用が５０万円以上であること。
  - ○ 貸室に冷房機器が１台も設置されていない場合の冷房機器（１室分）の設置であること。

  など

- 補助の対象とならない費用
  - ○ 土地の購入、整地等に関する費用
  - ○ 地質調査、設計に関する費用
  - ○ 外構工事に関する費用
  - ○ 備品購入に関する費用（下記①～⑤を除く）
    - ① 省エネを目的とした暖房機の更新
    - ② ＬＥＤ
    - ③ 除雪機
    - ④ 簡易資材倉庫
    - ⑤ ＡＥＤ
  - ○ 寄附等を受け住民負担を要しないもの　　など

- 補助金の額

  建築費用（補助対象費用）の１／２以内、上限額１，８００万円となります。

  ※バリアフリー化のみの場合には限度額は１５０万円となります。新築・増築・改築・購入にバリアフリー化が含まれる場合には、上記に１５０万円を加えた額を上限とします。

  ※上記冷房機器設置の場合、限度額は４０万円となります。新築・増築・改築に冷房機器の設置が含まれる場合には、上記に４０万円を加えた額を上限とします。

- その他

  本事業は、予算の範囲内において執行するため、申請を行っていただきましても補助を受けることができない場合がありますので、申請前に必ず各区地域振興課にご確認ください。

札幌市　市民集会施設　補助制度

さっぽろ市
02-D01-25-812
R7-2-600

資料1

市民集会施設
建築費補助金
ご案内

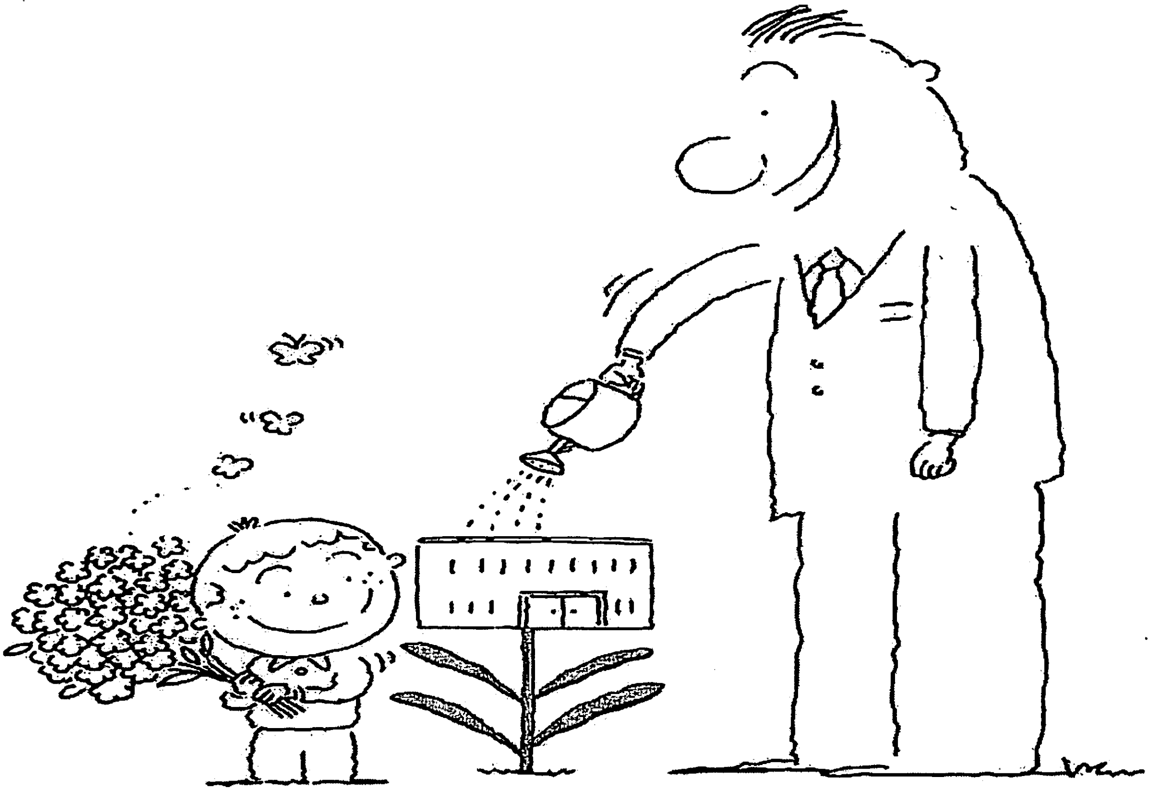

札幌市では、町内会等が市民集会施設を新築、増築、改築、修繕及び購入する際の建築費用の一部を補助します。
詳しくは、各区地域振興課にお問い合わせください。

制度の概要は、裏面をお読みください。

資料2

市民集会施設
建築資金貸付要綱

ご案内

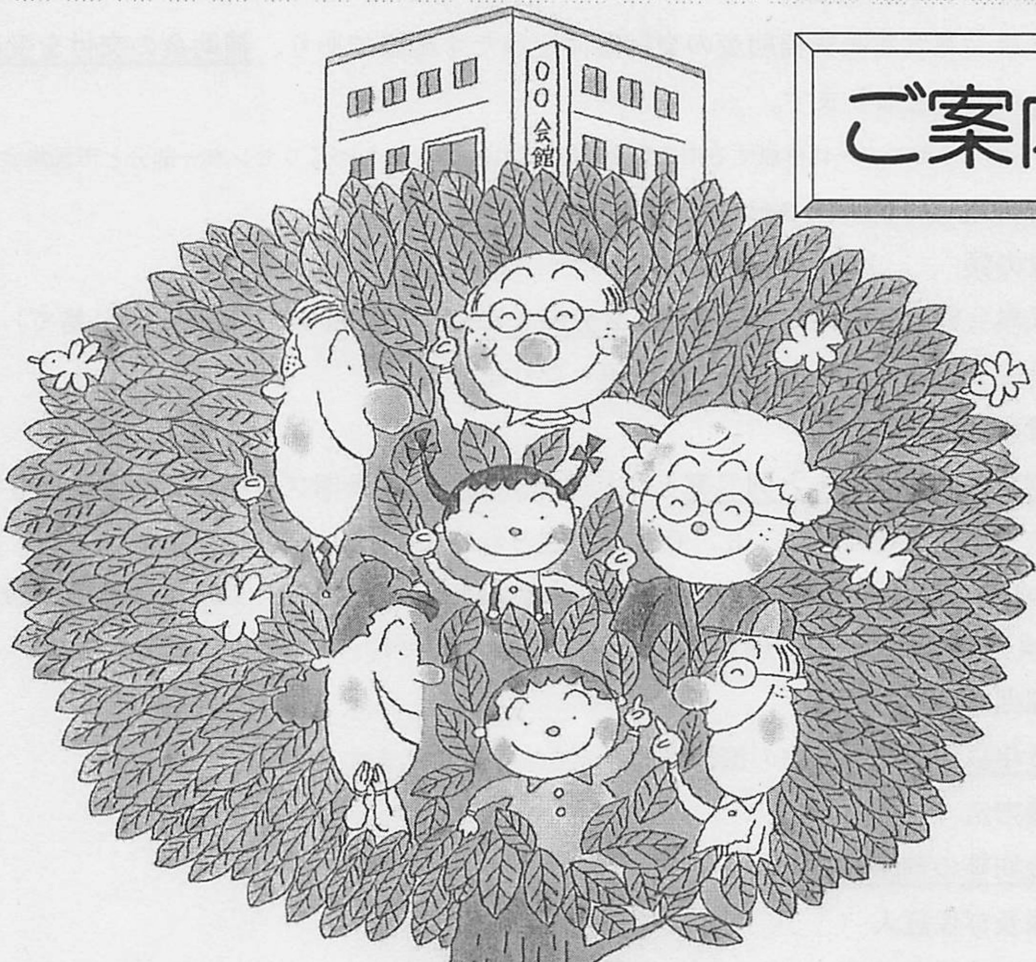

札幌市では、町内会等が市民集会施設を新築又は購入する際の資金の融資をあっせんします。

詳しくは、各区地域振興課にお問い合わせください。

制度の概要は、裏面をお読みください。

市民集会施設建築資金貸付要綱の概要

● 融資の対象となる団体

借入金の返済能力があると認められ、かつ、市民集会施設を新築又は購入する認可地縁団体が対象となります。

● 融資の対象となる施設

市民集会施設建築費補助金の交付要件を満たす施設であり、補助金の交付を受けることが要件となります。

※まちづくりセンターに併設する市民集会施設においては、まちづくりセンター部分と市民集会施設部分をそれぞれ区分登記できる建物が対象となります。

● 融資の額

市民集会施設の建築に係る経費の２分の１に相当する額（１万円未満切り捨て）とし、その上限額は、１８，０００千円となります。

● 融資利率（年利）

長期プライムレートと同じ率となります。ただし、長期プライムレート３．０％以上のときの融資利率は、３．０％の固定となります。

※長期プライムレートとは、金融機関が企業などに設備資金や長期運転資金など、長期間かけて投資回収する性質の資金用途の貸し出しの場合に適用される優遇金利のことです。

● 償還期間

１５年以内（１年以内の据置期間を含む。）となります。

● 返済方法

元金均等の割賦返済となります。

● 担保及び保証人

融資に係る市民集会施設及び当該建設用地を担保とし、会長及び会長以外の役員の１名以上を連帯保証人とする必要があります。ただし、当該建設用地が札幌市からの借地である場合は、市民集会施設のみを担保とします。

● 取扱金融機関

株式会社北海道銀行となります。

札幌市　市民集会施設　補助制度

さっぽろ市
02-D01-25-815
R7-2-603

市民集会施設建築資金貸付要綱の概要

● 融資の対象となる団体

借入金の返済能力があると認められ、かつ、市民集会施設を新築又は購入する認可地縁団体が対象となります。

● 融資の対象となる施設

市民集会施設建築費補助金の交付要件を満たす施設であり、補助金の交付を受けることが要件となります。

※まちづくりセンターに併設する市民集会施設においては、まちづくりセンター部分と市民集会施設部分をそれぞれ区分登記できる建物が対象となります。

● 融資の額

市民集会施設の建築に係る経費の２分の１に相当する額（１万円未満切り捨て）とし、その上限額は、１８，０００千円となります。

● 融資利率（年利）

長期プライムレートと同じ率となります。ただし、長期プライムレート３．０％以上のときの融資利率は、３．０％の固定となります。

※長期プライムレートとは、金融機関が企業などに設備資金や長期運転資金など、長期間かけて投資回収する性質の資金用途の貸し出しの場合に適用される優遇金利のことです。

● 償還期間

１５年以内（１年以内の据置期間を含む。）となります。

● 返済方法

元金均等の割賦返済となります。

● 担保及び保証人

融資に係る市民集会施設及び当該建設用地を担保とし、会長及び会長以外の役員の１名以上を連帯保証人とする必要があります。ただし、当該建設用地が札幌市からの借地である場合は、市民集会施設のみを担保とします。

● 取扱金融機関

株式会社北海道銀行となります。

札幌市　市民集会施設　補助制度

さっぽろ市
02-D01-25-815
R7-2-603

札幌市集会施設借上補助金の概要

● 補助金の対象となる団体

集会施設を所有していない**町内会や自治会**（町内会等）

※ 複数の町内会等で施設を共有している場合も対象となりません。

● 補助金の対象となる費用

町内会等が１月以上の賃貸借契約（契約相手は市役所以外）をする施設の**賃借料**

※ 「敷金・礼金」や「備品等の賃借料」、他の制度の助成対象費用は含みません。

● 補助金の対象となる施設

１年間の利用回数が**１２０回以上**であること又はその見込みがあること。

※ １時間でも活動を行った場合、利用回数１回と考えます。（いわゆる１コマが１回です。）また、例えば「午前・午後・夜間」という考え方で使っている施設は、３回利用という考え方が可能です。

● 補助金の額

賃借料の**２分の１以内**とし、１年間で**３０万円**を限度とする。

※ 申請期間が１年に満たない場合は月割計算を行います。

● 補助金の交付

概算払（契約書等に基づく仮払い）を行い、補助金の対象期間が終了後、精算する。

● 補助金の減額

施設の１年間の利用回数が１２０回未満であった場合は、次に掲げる割合で補助金の限度額を減額する。

① １年間の利用回数が**６０回以上１２０回未満**の場合 **５割減額**

② １年間の利用回数が**６０回未満**の場合 **１０割減額**

● その他

・ この事業は別に定める予算の範囲内で実施します。このため、予算を超える応募があったときは、交付を受けられない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

・ 上の「予算を超える応募があった」（応募団体が多数の）ときは、別に定める基準により審査を行い、交付団体を決定します。

・ 詳しくは、各区地域振興課にお問い合わせください。

札幌市　市民集会施設　補助制度

SAPP‿RO

さっぽろ市
02-D01-25-813
R7-2-601

札幌市集会施設借上補助金の概要

● 補助金の対象となる団体

集会施設を所有していない**町内会や自治会**（町内会等）

※　複数の町内会等で施設を共有している場合も対象となりません。

● 補助金の対象となる費用

町内会等が１月以上の賃貸借契約（契約相手は市役所以外）をする施設の**賃借料**

※　「敷金・礼金」や「備品等の賃借料」、他の制度の助成対象費用は含みません。

● 補助金の対象となる施設

１年間の利用回数が**１２０回以上**であること又はその見込みがあること。

※　１時間でも活動を行った場合、利用回数１回と考えます。（いわゆる１コマが１回です。）また、例えば「午前・午後・夜間」という考え方で使っている施設は、３回利用という考え方が可能です。

● 補助金の額

賃借料の**2分の１以内**とし、１年間で**３０万円**を限度とする。

※　申請期間が１年に満たない場合は月割計算を行います。

● 補助金の交付

概算払（契約書等に基づく仮払い）を行い、補助金の対象期間が終了後、精算する。

● 補助金の減額

施設の１年間の利用回数が１２０回未満であった場合は、次に掲げる割合で補助金の限度額を減額する。

①　１年間の利用回数が６０回以上１２０回未満の場合　**５割減額**

②　１年間の利用回数が６０回未満の場合　**１０割減額**

● その他

・　この事業は別に定める予算の範囲内で実施します。このため、予算を超える応募があったときは、交付を受けられない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

・　上の「予算を超える応募があった」（応募団体が多数の）ときは、別に定める基準により審査を行い、交付団体を決定します。

・　詳しくは、各区地域振興課にお問い合わせください。

札幌市　市民集会施設　補助制度

さっぽろ市

02-D01-25-813

R7-2-601

資料3

集会施設借上補助

開始します！

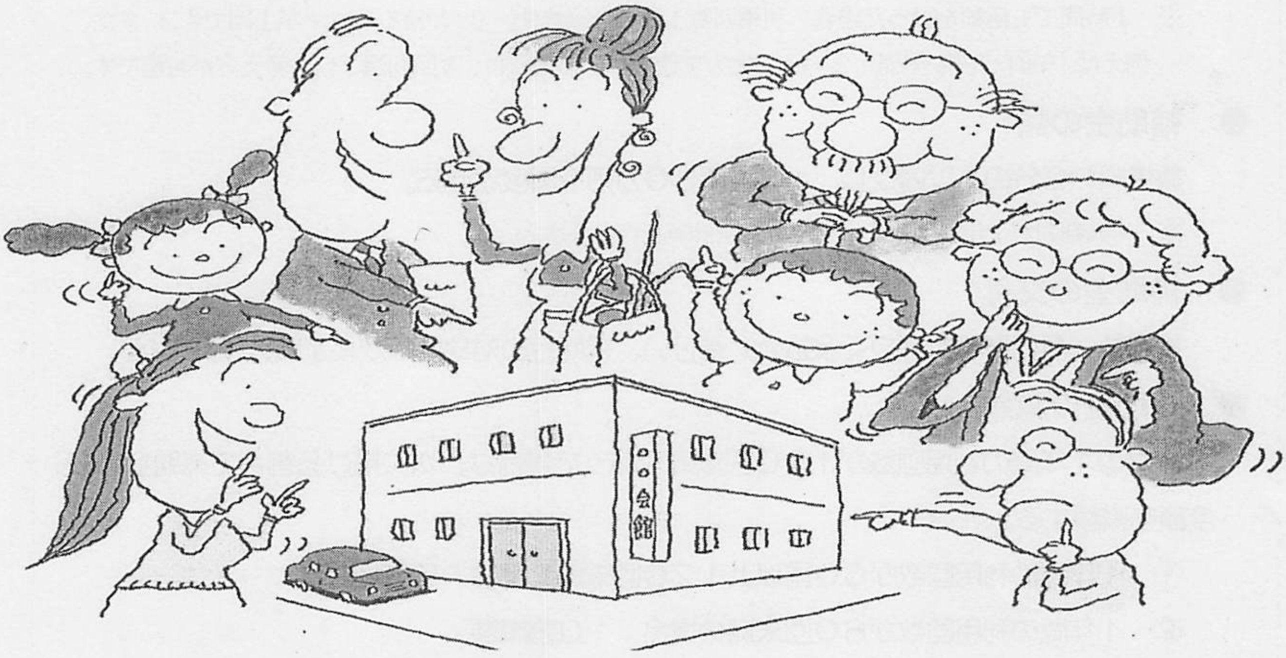

札幌市では、町内会等が集会施設として借上げている施設の賃借料（家賃）の一部を補助します。

詳しくは、各区地域振興課にお問い合わせください。

制度の概要は、裏面をお読みください。

資料4

いまから始まる 夢のストーリー

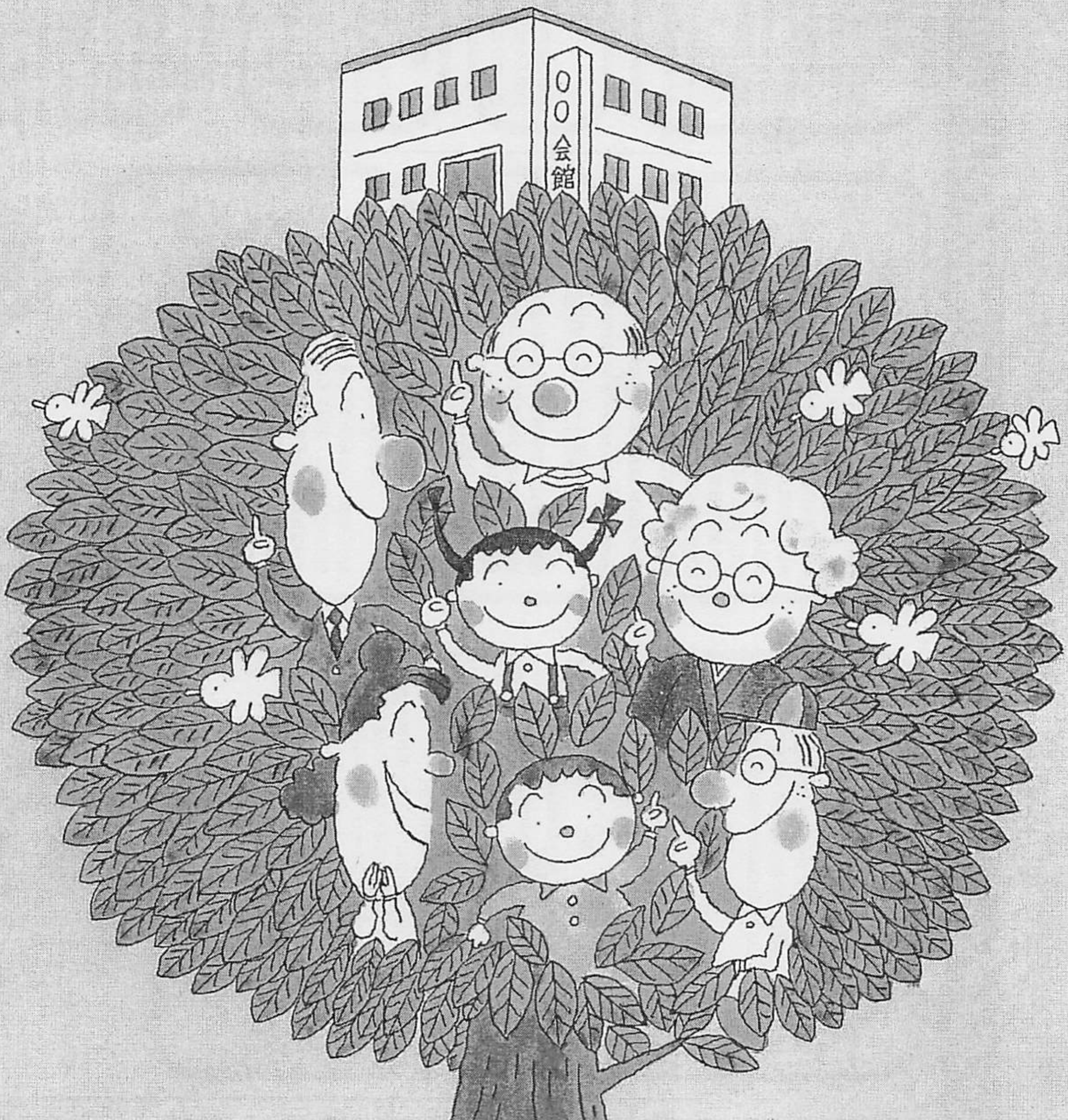

市民集会施設(町内会館)用地購入資金

貸付のご案内

札幌市

事前相談から融資実行まで ツーステップで

町内会が町内会館の新築等のために会館用地の購入計画をし、市民集会施設用地購入資金の融資あっせんを受けようとする場合は、区市民課との事前相談を経て、仮申込みと本申請の二段階で審査が行われます。仮申込みは、本申請の手続きを円滑に進めるためのもので、事業計画や返済計画などを事前に審査するものです。この第一段階のチェックをパスした町内会は、第二段階の本申請でさらに詳細な審査を受け、融資の可否が決定されます。なお、本申請時には、認可地縁団体として組織されていなければなりません。

相談から仮申込みの流れ

●事前相談

町内会は、用地購入計画について区市民課と十分協議し、融資を受けるための申込資格、融資条件、手続き方法などについて事前に相談を行っていただきます。

- ◆会館用地を購入すること、融資を申し込むこと、会館建築を伴う場合は1年以内に建築すること、認可地縁団体を組織することについて総会で住民総意が得られますか。
- ◆自己資金が確保されていますか。
- ◆保証人をつけられますか。
- ◆返済計画に無理はありませんか。

●仮申込書提出

事前相談の結果、計画に実行性が認められた町内会は、融資あっせん申請（本申請）に先立ち、融資あっせん仮申込書を区市民課に提出します。仮申込書には、購入予定地の付近見取図、融資返済計画書、直近3年分の決算書を添付しなければなりません。

●仮申込書の内容確認

区市民課に提出した仮申込書は、記載されている内容が事前相談時の内容と相違ないか、また内容に不備がないかが確認されます。

●仮申込書の写しの交付

仮申込書の内容確認の結果、融資を受けることが妥当と判断される町内会に対しては、仮申込書の写しを交付します。ただしこれは、本申請前の仮申込みであって、融資を実行する金融機関で事前に内容確認を受けなければ本申請にはつながりません。

●金融機関への仮申込書の提出・内容確認

仮申込書の写しの交付を受けた町内会は、融資を受けようとする金融機関の支店に交付された仮申込書の写しを提出します。金融機関では提出された仮申込書に基づき、さらに計画している内容に実行性があるかを事前に確認します。

- ◆追加資料の提出を求められる場合があります。
- ◆内容確認に時間を要する場合があります。
- ◆再検討を要する場合があります。

●本申請に係る調整

金融機関へ提出していた仮申込書の内容確認の結果について、区市民課から町内会へ連絡します。

- ◆本申請に移行できる町内会については、融資あっせん申請書（本申請）の手続きを進めていただきます。
- ◆再検討を要する町内会については、改善を要する部分の書類整備ができた時は、再度、区市民課の内容確認と金融機関の内容確認が必要となります。

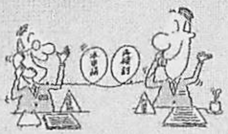

融資あっせん本申請の流れ

●融資あっせん申請書提出

仮申込書の内容確認の結果、本申請に移行可能となった認可地縁団体は、市民集会施設用地購入資金融資あっせん申請書を区市民課に提出します。その際、事業計画書、土地登記簿謄本、総会議事録、認可地縁団体台帳の写しなどの必要書類を添付しなければなりません。

●市における審査

区及び本庁は、認可地縁団体から提出された申請書の記載に誤りがないか、計画に変更がないかを含め、融資額に対する返済が可能かを審査し、事業内容が適格であると認めるときは、金融機関に融資あっせん書を送付します。

●金融機関の審査

市から融資あっせん書の送付を受けた金融機関は、融資することが妥当かどうかを審査し、融資を決定した場合は認可地縁団体へ融資申込み手続きのための通知をします。

- ◆審査に必要な書類の提出を求められます。
- ◆審査に時間を要する場合があります。

●融資申込み及び融資実行

融資決定通知を受けた認可地縁団体は、融資を受けるための手続きを行っていただきます。金融機関との間で金銭消費貸借契約書の締結の際、契約書に貼る印紙及び認可地縁団体の登録済印鑑、認可地縁団体台帳の写しなどが必要です。手続きが完了すると金融機関から認可地縁団体の口座へ融資が実行されます。

●融資対象事業完了届

金融機関から融資を受けた認可地縁団体は、速やかに用地購入を完了させ、融資対象事業完了届を区市民課に提出しなければなりません。

●工事着手届及び工事完了届

町内会館の新築等を行うために融資を受けて用地を購入した認可地縁団体は、用地取得後1年以内に建築に着手しなければなりませんので、工事に着手した時と、工事が完了した時は、区市民課へそれぞれ届出書を提出しなければなりません。

※市民集会施設用地購入資金の融資を受けた認可地縁団体は、貸付金の償還前に、融資を受けた用地及び用地上の町内会館について、融資の目的に反して使用したり、譲渡及び交換、貸与、または担保に供することはできません。また次のいずれかの行為があったときは、融資あっせんの決定を取り消されたり、融資を減額されることがあります。

- ◆融資目的に反する行為があったとき
- ◆不正な行為により融資を受けたとき
- ◆融資を受けた日から起算して、1年以内に市民集会施設（町内会館）の建築等に着手しないとき

事前相談から融資実行まで ツーステップで

町内会が町内会館の新築等のために会館用地の購入計画をし、市民集会施設用地購入資金の融資あっせんを受けようとする場合は、区市民課との事前相談を経て、仮申込みと本申請の二段階で審査が行われます。仮申込みは、本申請の手続きを円滑に進めるためのもので、事業計画や返済計画などを事前に審査するものです。この第一段階のチェックをパスした町内会は、第二段階の本申請でさらに詳細な審査を受け、融資の可否が決定されます。なお、本申請時には、認可地縁団体として組織されていなければなりません。

相談から仮申込みの流れ

●事前相談

町内会は、用地購入計画について区市民課と十分協議し、融資を受けるための申込資格、融資条件、手続き方法などについて事前に相談を行っていただきます。

- ◆会館用地を購入すること、融資を申し込むこと、会館建築を伴う場合は1年以内に建築すること、認可地縁団体を組織することについて総会で住民総意が得られますか。
- ◆自己資金が確保されていますか。
- ◆保証人をつけられますか。
- ◆返済計画に無理はありませんか。

●仮申込書提出

事前相談の結果、計画に実行性が認められた町内会は、融資あっせん申請（本申請）に先立ち、融資あっせん仮申込書を区市民課に提出します。仮申込書には、購入予定地の付近見取図、融資返済計画書、直近3年分の決算書を添付しなければなりません。

●仮申込書の内容確認

区市民課に提出した仮申込書は、記載されている内容が事前相談時の内容と相違ないか、また内容に不備がないかが確認されます。

●仮申込書の写しの交付

仮申込書の内容確認の結果、融資を受けることが妥当と判断される町内会に対しては、仮申込書の写しを交付します。ただしこれは、本申請前の仮申込みであって、融資を実行する金融機関で事前に内容確認を受けなければ本申請にはつながりません。

●金融機関への仮申込書の提出・内容確認

仮申込書の写しの交付を受けた町内会は、融資を受けようとする金融機関の支店に交付された仮申込書の写しを提出します。金融機関では提出された仮申込書に基づき、さらに計画している内容に実行性があるかを事前に確認します。

- ◆追加資料の提出を求められる場合があります。
- ◆内容確認に時間を要する場合があります。
- ◆再検討を要する場合があります。

●本申請に係る調整

金融機関へ提出していた仮申込書の内容確認の結果について、区市民課から町内会へ連絡します。

- ◆本申請に移行できる町内会については、融資あっせん申請書（本申請）の手続きを進めていただきます。
- ◆再検討を要する町内会については、改善を要する部分の書類整備ができた時は、再度、区市民課の内容確認と金融機関の内容確認が必要となります。

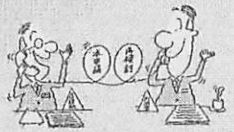

融資あっせん本申請の流れ

●融資あっせん申請書提出

仮申込書の内容確認の結果、本申請に移行可能となった認可地縁団体は、市民集会施設用地購入資金融資あっせん申請書を区市民課に提出します。その際、事業計画書、土地登記簿謄本、総会議事録、認可地縁団体台帳の写しなどの必要書類を添付しなければなりません。

●市における審査

区及び本庁は、認可地縁団体から提出された申請書の記載に誤りがないか、計画に変更がないかを含め、融資額に対する返済が可能かを審査し、事業内容が適格であると認めるときは、金融機関に融資あっせん書を送付します。

●金融機関の審査

市から融資あっせん書の送付を受けた金融機関は、融資することが妥当かどうかを審査し、融資を決定した場合は認可地縁団体へ融資申込み手続きのための通知をします。

- ◆審査に必要な書類の提出を求められます。
- ◆審査に時間を要する場合があります。

●融資申込み及び融資実行

融資決定通知を受けた認可地縁団体は、融資を受けるための手続きを行っていただきます。金融機関との間で金銭消費貸借契約書の締結の際、契約書に貼る印紙及び認可地縁団体の登録済印鑑、認可地縁団体台帳の写しなどが必要です。手続きが完了すると金融機関から認可地縁団体の口座へ融資が実行されます。

●融資対象事業完了届

金融機関から融資を受けた認可地縁団体は、速やかに用地購入を完了させ、融資対象事業完了届を区市民課に提出しなければなりません。

●工事着手届及び工事完了届

町内会館の新築等を行うために融資を受けて用地を購入した認可地縁団体は、用地取得後1年以内に建築に着手しなければなりませんので、工事に着手した時と、工事が完了した時は、区市民課へそれぞれ届出書を提出しなければなりません。

※市民集会施設用地購入資金の融資を受けた認可地縁団体は、貸付金の償還前に、融資を受けた用地及び用地上の町内会館について、融資の目的に反して使用したり、譲渡及び交換、貸与、または担保に供することはできません。また次のいずれかの行為があったときは、融資あっせんの決定を取り消されたり、融資を減額されることがあります。

- ◆融資目的に反する行為があったとき
- ◆不正な行為により融資を受けたとき
- ◆融資を受けた日から起算して、1年以内に市民集会施設（町内会館）の建築等に着手しないとき

資料4

いまから始まる夢のストーリー

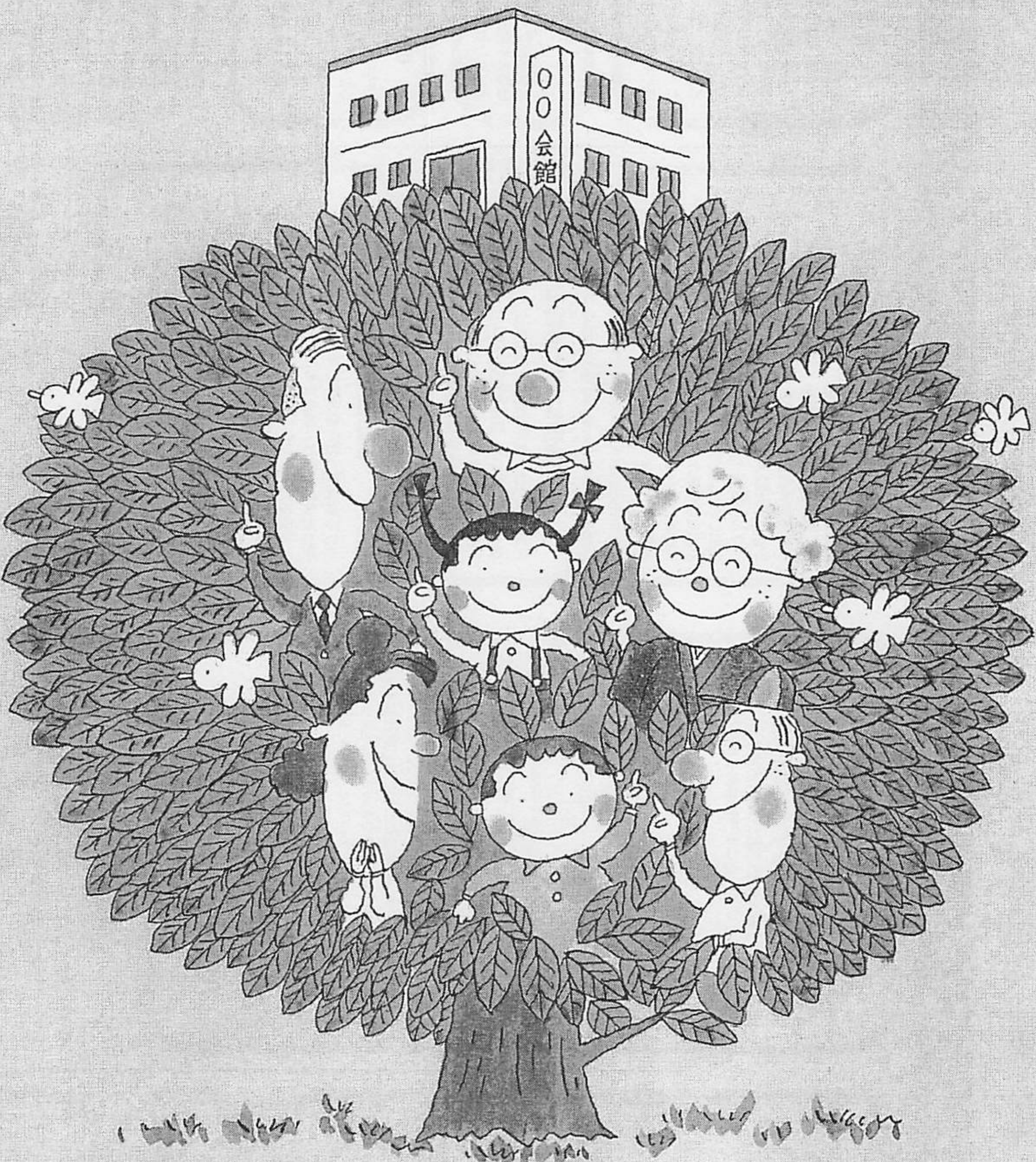

市民集会施設（町内会館）用地購入資金

貸付のご案内

札幌市

用地購入費の70%以内、最高4千万円まで低利融資

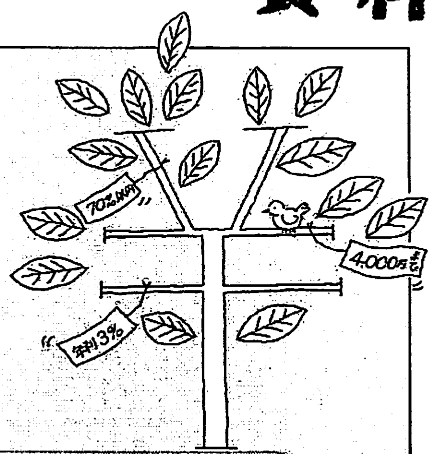

地域のコミュニティー活動や地域住民同士の交流の場となる市民集会施設（町内会館）。札幌市では、町内会がこの市民集会施設を建てる用地を新たに取得しようとしたり、借用している用地を購入しようとする場合、一定の条件のもとに、その一部を融資あっせんする制度を設けています。

●融資の趣旨は

町内会が、地域住民の集会やサークル活動などに利用するための市民集会施設（町内会館）を建築しようとするとき、必要な用地購入資金について、札幌市が融資あっせんするものです。

●町内会とは

融資あっせん申請時において、地方自治法に基づく市長の認可を受けた地縁による団体（認可地縁団体）である町内会をいいます。

●建築とは

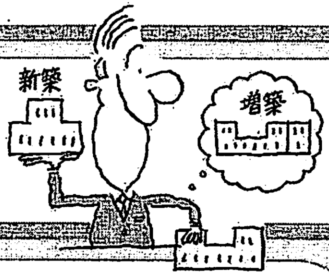

新築または増築することをいいます。新築とは、新たに施設を造ったり全面改築すること、増築とは、既設の施設に新たに建て増しをすることをいいます。

●融資対象は

次のいずれかに該当する行為をする町内会であって、かつ借入金の返済能力があると認められなければなりません。

◆市民集会施設の新築、全面改築及び増築をするための用地を購入するとき。
◆すでに保有する会館の用地を購入するとき。
◆借地及び借家をしており、借家を町内会館としている場合に、借地を購入するときは、同時に借家している建物（町内会館）も購入しなければなりません。
上記のほかに、融資を受けて購入する用地の上に設置する町内会館は、次の要件に適合しなければなりません。
◆利用対象人口がおおむね1000世帯以上。
◆おおむね500m以内に同様の性格の施設がないこと。
◆町内会館の延べ面積がおおむね100㎡以上450㎡以内であること。
◆増築の場合は集会室等の増築規模が10㎡以上であること。

●融資条件は

用地の購入に対する融資条件は次のとおりです。
（ただし購入に伴う契約や登記等に要する事務的な経費は除きます）

◆用地の購入費の70%以内
◆限度額は4,000万円
◆融資利率は年３％
◆償還期間は15年以内（一年以内の据置期間含む）
返済方法は元金均等の割賦返済
◆市民集会施設及びその土地を担保とし、会長及び会長以外役員一人以上の保証人が必要。
◆融資を受けた日から起算して１年以内に市民集会施設（町内会館）の建築に着手。

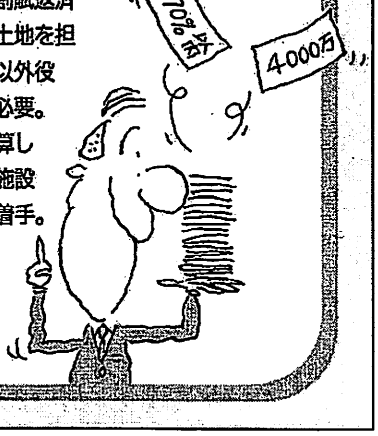

詳細は、各区の市民課住民係にお問い合わせください。

〈発行〉
各区市民課住民係
市民局連絡調整課振興係
さっぽろ市
02-F03-95-406
7-2-85

資料5

市民集会施設
解体費補助金
ご案内

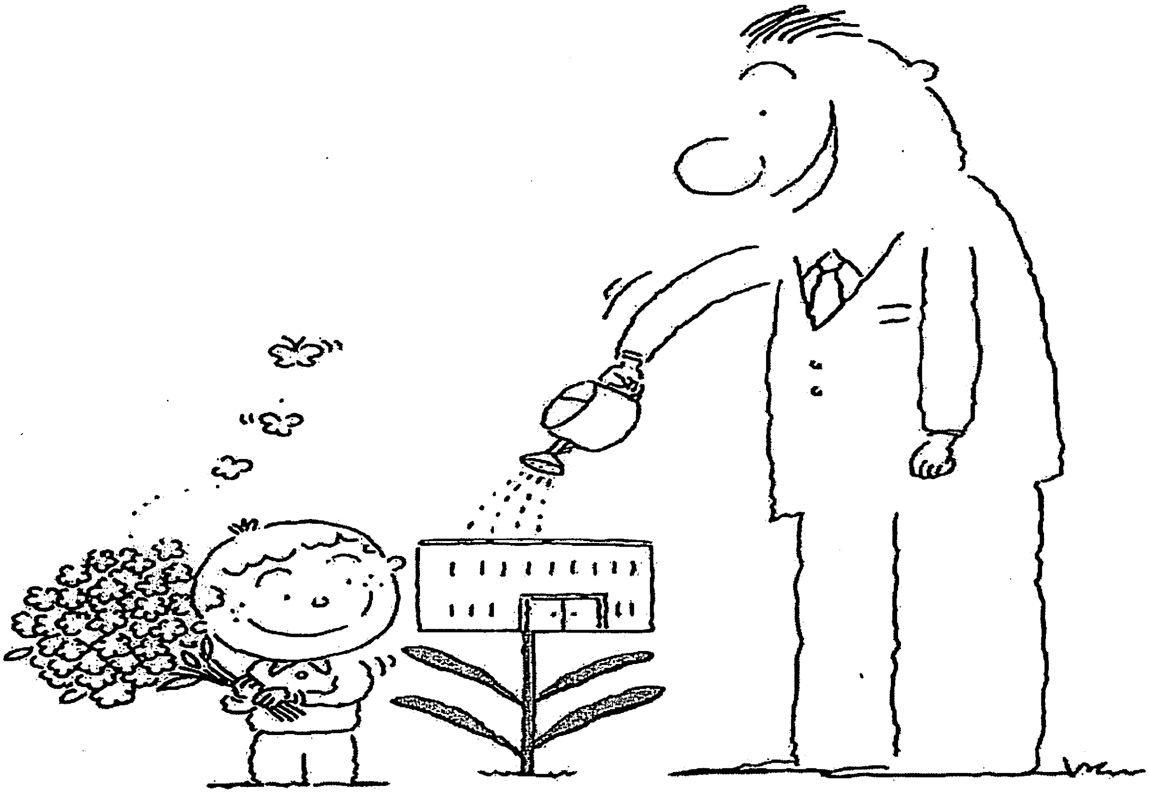

札幌市では、町内会等が市民集会施設を解体するときで、その費用を負担することができない場合、解体費用を補助します。

詳しくは、各区地域振興課にお問い合わせください。

制度の概要は、裏面をお読みください。

市民集会施設解体費補助金の概要

● 補助の対象となる団体

自己の所有する市民集会施設を解体する際に、その解体費用を負担することができない町内会、自治会（町内会等）

● 補助の要件

○ 施設の廃止が地域活動の維持及び発展のために必要かつやむを得ないものであること。

○ 施設の廃止後も他の場所で地域活動の継続性が見込まれるものであること。

○ 施設の廃止について町内会等の構成員の同意を得ていること。

○ 施設の底地を市が所有する場合は、施設廃止後に市が当該土地を売却することについて町内会等の構成員の同意を得ていること。

○ 施設を市民集会施設建築費補助金の交付を受けている場合は、補助後、相当の期間を経過し、施設の廃止が必要と認められること。　　など

● 補助の対象とならない場合

○ 積立金などで町内会等が解体費用を負担できるなど補助の必要性が認められない場合

○ 施設の用途を廃止せずに施設の一部を解体する場合　　など

● 補助金の額

補助対象施設の延床面積（㎡）×１万円（消費税相当額別途加算。１万円未満切捨て。）

※特殊工事を必要とする場合、補助金の額を別途加算できる場合があります。

※備品撤去、定着物移設、設計、解体までの維持管理費などは補助対象外となります。

● その他

本事業は、予算の範囲内において執行するため、申請前に必ず各区地域振興課にご確認ください。

札幌市　市民集会施設　補助制度

さっぽろ市

02-D01-25-814
R7-2-602

市民集会施設解体費補助金の概要

● 補助の対象となる団体

自己の所有する市民集会施設を解体する際に、その解体費用を負担することができない町内会、自治会（町内会等）

● 補助の要件

○　施設の廃止が地域活動の維持及び発展のために必要かつやむを得ないものであること。

○　施設の廃止後も他の場所で地域活動の継続性が見込まれるものであること。

○　施設の廃止について町内会等の構成員の同意を得ていること。

○　施設の底地を市が所有する場合は、施設廃止後に市が当該土地を売却することについて町内会等の構成員の同意を得ていること。

○　施設を市民集会施設建築費補助金の交付を受けている場合は、補助後、相当の期間を経過し、施設の廃止が必要と認められること。　　など

● 補助の対象とならない場合

○　積立金などで町内会等が解体費用を負担できるなど補助の必要性が認められない場合

○　施設の用途を廃止せずに施設の一部を解体する場合　　など

● 補助金の額

補助対象施設の延床面積（㎡）×１万円（消費税相当額別途加算。１万円未満切捨て。）

※特殊工事を必要とする場合、補助金の額を別途加算できる場合があります。

※備品撤去、定着物移設、設計、解体までの維持管理費などは補助対象外となります。

● その他

本事業は、予算の範囲内において執行するため、申請前に必ず各区地域振興課にご確認ください。

札幌市　市民集会施設　補助制度

さっぽろ市
02-D01-25-814
R7-2-602

市民集会施設
解体費補助金
ご案内

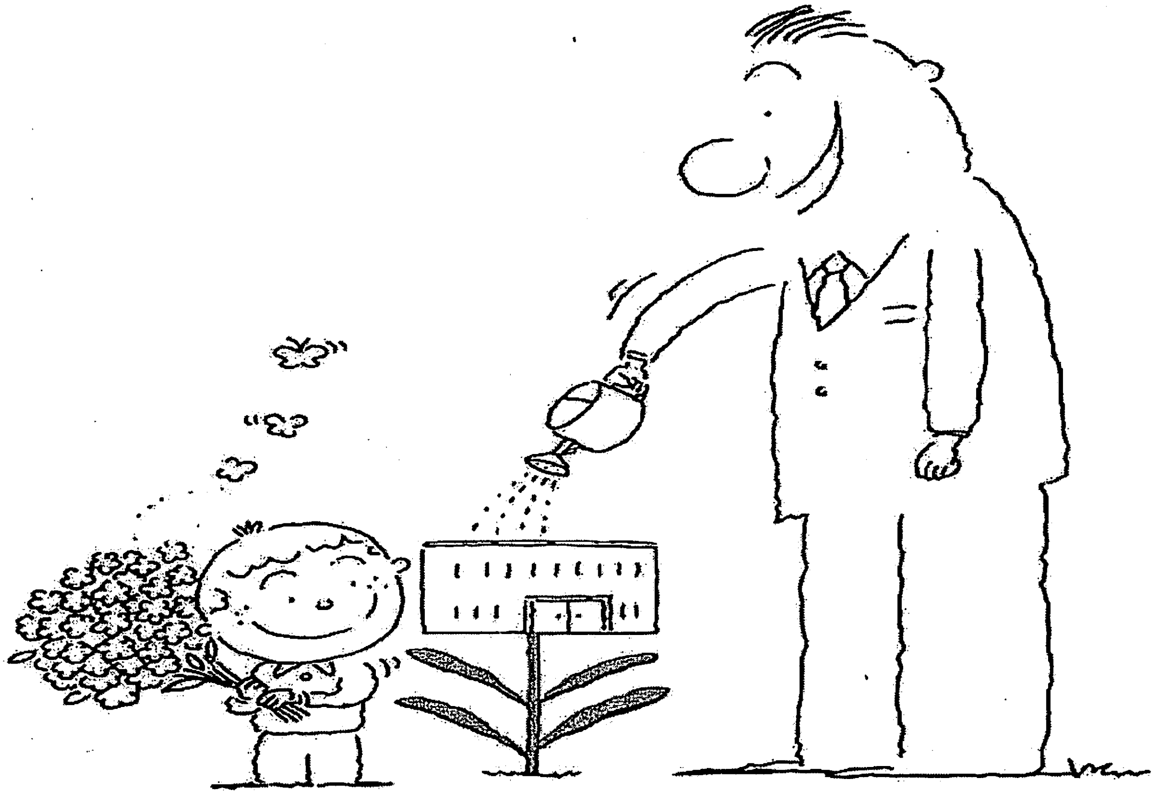

札幌市では、町内会等が市民集会施設を解体するときで、その費用を負担することができない場合、解体費用を補助します。

詳しくは、各区地域振興課にお問い合わせください。

制度の概要は、裏面をお読みください。

市民集会施設エアコン設置補助金のご案内

近年の猛暑を受けた対応として、市民集会施設建築費補助金の補助項目にエアコンの設置に係る経費を補助対象として追加しますので、補助の内容についてご案内します。

補助制度について

○補助対象団体　市民集会施設を所有する町内会、自治会等
○補助対象施設　貸室(※1)に1台もエアコンが設置されていない施設
　故障等により稼働できるエアコンが1台もない施設(※2)
○補助対象経費　**エアコン本体購入費**及び**設置に伴う工事費**(※3,※4)
○補助金額　補助対象経費の**2分の1**、上限**40**万円
○補助金申請期間　令和7年4月21日から令和8年2月27日まで

≪注意事項≫
(※1)事務室、管理人室等市民利用に供されていない部屋への設置は補助対象外となります
(※2)借上施設・地区会館・市営住宅の集会所は補助対象外となります。また、故障等により稼働できるエアコンがない場合の設置について、故障した機器の取り外しに係る費用は補助対象外となります。
(※3)1施設当たり1部屋分のエアコン設置に係る費用を補助するものであり、2部屋目以降のエアコン設置分については補助対象外となります
(※4)扇風機、冷風機等の備品購入費用やウインドエアコン等簡易的な取付けによる設置を伴うものは補助の対象外となります

補助金申請の流れについて

①事前確認(札幌市→町内会・自治会等)

・エアコン設置補助の利用希望有無を確認させていただきます。

②交付申請(町内会・自治会等→札幌市)

・①で希望ありとした町内会・自治会等は、各区地域振興課に申請書類を提出してください。
※申請に必要な書類については、各区地域振興課担当までご確認ください。

③補助金交付決定(札幌市→町内会・自治会等)

・申請書類の内容を審査し、補助要件を満たしている場合には補助金の交付を決定いたします。
・補助金の交付決定後、町内会・自治会等においてエアコン設置工事を開始してください。
※補助金交付決定前に工事を開始することはできませんのでご注意ください。

④実績報告(町内会・自治会等→札幌市)

・設置工事が完了し工事費を支払った後、各区地域振興課に実績報告書類を提出してください。

⑤補助金の確定・補助額の支払い(札幌市→町内会・自治会等)

・補助金額を確定し、申請団体に対して確定した補助金額をお支払いいたします。

お問い合わせ先

本補助金制度について確認したい場合は、下記までお問い合わせください。
札幌市市民文化局地域振興部区政課
札幌市中央区北1条西2丁目　℡:011-211-2252

さっぽろ市
02-D01-25-816
R7-2-604